

産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準

平成 3 0 年 4 月

福島市環境部廃棄物対策課

目次

第1	趣旨	1
第2	定義	1
第3	産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準	1
1	立地環境	1
2	土地の使用権原	2
3	地域住民等の同意	2
4	隣接市町村長等との環境保全に関する協定	3
5	処理施設への搬入道路	3
6	関係法令の規制	3
7	跡地利用	3
第4	環境影響調査	3
1	環境影響調査項目	3
2	現況把握	3
3	予測	3
4	評価	4
5	環境保全対策の検討	4
6	環境影響調査の手法	4
	附則	4

産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準

第1 趣旨

福島市産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）第10条第3項及び第12条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準

最終処分場（水面埋立処分を除く。）及び中間処理施設（以下「処理施設」という。）の立地等に関する基準は、次のとおりとする。

1 立地環境

- (1) 飲料水の水源及び取水位置が直下流にある地域を避けること。
- (2) 計画地及びその周辺地域が地滑り、土砂崩れ、洪水等過去に災害が発生した地域を避けること。
- (3) 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある区域等を含まないこと。
 - ア 自然公園特別地域（自然公園法（昭和32年法律第161号。以下同じ。）、福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号。以下同じ。））
 - イ 自然環境保全地域特別地区（福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号。以下同じ。））
 - ウ 鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下同じ。））
 - エ 風致地区（都市計画法（昭和43年法律第100号））
 - オ 第一種緑地環境保全地域（福島県自然環境保全条例）
- (4) 次に掲げる地域等を原則として含まないこと。
 - ア 自然公園普通地域（自然公園法、福島県立自然公園条例）
 - イ 自然環境保全地域普通地区（福島県自然環境保全条例）
 - ウ 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
 - エ 第二種緑地環境保全地域（福島県自然環境保全条例）
- (5) 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等を含まないこと。
 - ア 保安林及び保安林予定森林並びに保安施設地区及び保安施設地区予定森林（森林法（昭和26年法律第249号））
 - イ 河川区域（河川法（昭和39年法律第167号））

- ウ 砂防指定地（砂防法（明治30年法律第29号））
- エ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））
- オ 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号））
- (6) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）で定める土地利用基本計画に適合していること。
- (7) 公共・公益施設の用地として土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。
- (8) 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。
- (9) 市町村農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、農用地区域と指定されている土地を原則として含まないこと。
- (10) 市街化調整区域を原則として含まないこと。
- (11) 住宅地域、学校、病院等の公共施設に近接していないこと。
- (12) の1 処理施設のうち焼却施設にあつては、施設の周辺の大気環境中のダイオキシン類濃度が、大気環境基準（ 0.6 pg-TEQ/m^3 ）を超えていないことを調査し、その計画により設置される施設から排出されるダイオキシン類により、大気環境基準の確保が困難にならないこと。なお、この場合、周辺に同様の計画が明らかになっている場合においては、その計画により設置される施設から排出されるダイオキシン類も含めて評価すること。
- (12) の2 処理施設のうち最終処分場にあつては、施設から放流される水域のダイオキシン類濃度が、水質環境基準（ 1 pg-TEQ/l ）を超えていないことを調査し、その計画により設置される施設から排出されるダイオキシン類により、水質環境基準の確保が困難にならないこと。なお、この場合、周辺に同様の計画が明らかになっている場合においては、その計画により設置される施設から排出されるダイオキシン類も含めて評価すること。
- (13) その他市長が処理施設に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

2 土地の使用権原

- (1) 処理施設に係る土地が借地の場合は、当該土地の使用権原を有し、かつ、処分する産業廃棄物の種類、処分方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について、土地所有者の承諾を得ていること。
- (2) 処理施設の設置予定地までの搬入道路（公道を除く。）の管理者から、当該処理施設に出入りする車両の通行について承諾を得ていること。

3 地域住民等の同意

地域住民等に処理施設の設置に係る事業計画その他必要な事項について説明し、処理施設に係る土地に隣接する土地の所有者、当該処理施設の設置に伴い影響を与えるおそれのある範囲の周辺居住者、搬入道路周辺の居住者並びに下流域の水利権者、漁業権者及び水路管理者その他関係者の同意を得ているとともに必要に応じて地区代表者

の同意を得ていること。

4 隣接市町村長等との環境保全に関する協定

隣接市町村長（市の境界付近において処理施設の設置又は変更を計画する場合に限る。）又は地域住民等から環境保全に関する協定の締結を求められた場合には、これに応じること。

5 処理施設への搬入道路

- (1) 道路幅員は、大型車両の通行に支障がないように確保されていること。
- (2) その他必要に応じて関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修、安全施設等の整備を行うこと。

6 関係法令の規制

当該処理施設の設置予定地又は関連する構造物等が関係法令の規制を受ける場合には、関係法令による許可等が得られるものであること。

7 跡地利用

最終処分場の跡地については、環境汚染及び災害防止に留意しつつ、植樹等により緑化するほか当該地域の土地利用計画等を勘案した跡地利用計画が策定されていること。

第4 環境影響調査

指導要綱第11条第2項に規定する環境影響調査書は、以下に示す環境影響調査項目について、現況把握、予測、評価及び環境保全対策の検討結果に基づき作成すること。ただし、産業廃棄物処理施設等の種類、規模、設置場所等の諸条件に応じ、環境影響調査項目の一部を市長と協議の上省略することができる。

1 環境影響調査項目

- (1) 大気汚染
- (2) 水質汚濁
- (3) 騒音
- (4) 振動
- (5) 悪臭

2 現況把握

現況把握は、対象事業の実施が予定されている地域及びその周辺地域における環境影響調査項目の現況、及び予測に必要な自然的、社会的条件の現況を把握することを目的として、既存の文献及び資料により行うこととし、必要に応じて、現地調査によりこれを補うこと。

3 予測

予測は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響の内容と程度を明らかにすることにより行うこと。

4 評価

評価は、現況把握及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境保全目標に照らし事業者の見解を明らかにすることにより行うこと。

5 環境保全対策の検討

評価の結果、必要がある場合には、環境保全のための措置について検討を行い、当該検討の結果に応じて再度予測又は評価を行うこと。

6 環境影響調査の手法

現況把握、予測及び評価は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に規定する手法に基づき行うこと。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。